

新型コロナウイルス感染症にかかる感染防止対策を行う 介護サービス事業所・施設の皆さまへ

感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援します

1 対象となる事業所・施設

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

2 補助対象経費

対象事業所・施設において令和3年10月1日から12月31日までに購入した以下の購入費用

- 衛生用品（マスク、手袋、消毒液等）
- 感染対策に要する備品（パーテーション、パルスオキシメーターに限る。）

※消費税及び地方消費税は対象経費に含みません。ご注意ください。

3 補助率

定額補助（サービス別に補助上限を設定しています。）

- 通所系サービス事業所：1万円～2万円
- 訪問系サービス事業所：5千円～2万円
- 施設系サービス事業所：1万円～7万円

※一部サービスは規模別に補助上限を設定しています。詳細は長寿社会課HPをご確認ください。

4 申請方法・申請受付期間

■ 申請方法

・申請書の提出は、鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に、原則、電子請求受付システムによるインターネット申請により行います。

※電子媒体又は紙で介護報酬を請求している事務所については、できる限り電子媒体（CD-R）等にて国保連に郵送してください。

・債権譲渡を行っている事業所は鳥取県に直接申請してください。

■ 申請受付期間

【インターネット申請の場合】

受付期間：令和4年1月4日～1月31日

（予備期間：令和4年2月1日～2月28日）（※）

【電子媒体又は紙による申請の場合】

受付期間：令和4年1月4日～1月25日

（予備期間：令和4年2月1日～2月22日）（※）

※予備期間は、受付期間内の申請の修正対応のために設けています。

速やかに補助金をお支払いしたいので、原則、受付期間内に申請いただきますよう御協力をお願いします。

その他、詳細は県長寿社会課HP及び申請マニュアルをご確認のうえ、ご申請ください。

URL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/301527.htm>



Q&A

Q1 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象になりますか。

A1 はい。対象となります。

Q2 令和3年10月1日から12月31日までに購入した衛生用品等の購入費用が補助対象となるのですが、この期間の間に新規の指定を受けた事業所・施設について、令和3年10月1日以降当該指定を受ける前に購入した費用も対象となりますか。

A2 令和3年10月1日から12月31日までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、当該指定を受けた日以降、令和3年12月31日までに購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。

Q3 費用が確定していない段階における申請（概算による申請）も可能ですか。

A3 不可です。補助対象経費にかかる支出が確定してから申請してください。

Q4 納品や支払いが令和3年12月31日までに完了しなかった場合は、対象となりませんか。

A4 納品や支払いが令和4年1月以降でも、令和3年10月1日から12月31日までの間に発注が完了して購入が確定しているのであれば（見積りのみは不可）、補助対象として差し支えありません。その場合は、発注日の確認できる資料を保管してください（提出は不要です。支払等完了後の領収書等とあわせて、事業所・施設において保管してください。）。

Q5 申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用のわかる証拠書類の添付が必要ですか。

A5 支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。なお、領収書等の証拠書類は、県から提出を求められた場合は速やかに提出することを前提として、事業所・施設において、交付決定日の属する年度の終了後5年間保管してください。

Q6 申請書類はどこで入手できますか。

A6 申請方法ごとに以下のとおり入手できます。

(1) 電子媒体の申請書の入手：以下のホームページからダウンロードしてください。

○鳥取県長寿社会課ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/301527.htm>

(2) 紙媒体の申請書等の入手：県長寿社会課の窓口でお受け取りください。

○〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

電話番号：0857-26-7275

(事業全般に関すること)
厚生労働省コールセンター

電話番号：03-5253-1111（内線：3807,3907）

(電子請求受付システムを活用した申請に関すること)

国民健康保険中央会コールセンター

電話番号：0570-059-402

お問合せ先

(制度に関すること)

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局

長寿社会課 電話番号：0857-26-7275

メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

(電子請求受付システムによる申請方法に関すること)

鳥取県国民健康保険団体連合会

電話番号：0857-20-3681